

青森県後期高齢者医療広域連合職員の服務の宣誓に関する条例

(平成十九年二月一日青森県後期高齢者医療広域連合条例第九号)

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第三十一条の規定に基づき、職員の服務の宣誓に關し必要な事項を定めるものとする。

(職員の服務の宣誓)

第二条 新たに職員となつた者は、任命権者又は任命権者の定める上級職員の面前において、別記様式による宣誓書に署名し、てからでなければその職務を行つてはならない。

(権限の委任)

第三条 この条例に定めるものを除くほか、職員の服務の宣誓に關し必要な事項は、任命権者が定めることができる。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

別記様式(第二条関係)

宣誓書

私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、これを擁護することを固く誓います。
私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名